

平成 30 年分 (宮崎県)

雑種地の評価

雑種地（大規模工場用地、ゴルフ場用地等及び鉄軌道用地を除きます。）の価額は、原則として、その雑種地の現況に応じ、状況が類似する付近の土地の価額を基として、その土地とその雑種地との位置、形状等の条件の差を考慮して評価します。